

日米安保体制に挑む労働組合

——その歴史と今日的課題



労働者教育協会会長・現代史家

やまだ たかお
山田 敬男

はじめに

今年(2020年)は60年安保体制の成立(1960年1月調印、6月23日発効)から60年である。最初の安保条約の調印(1951年9月)から69年がたつ。労働運動は、1950年代から70年代にかけて、民主的諸勢力の先頭に立って、日米安保体制に立ち向かってきた。それが日本の安全、平和と民主主義を守ることだと確信していた。ところが、現在、面と向かって、日米安保体制の打破を語る事が難しくなっている。80年の「社合意」と冷戦の崩壊で、労働者や国民の意識も変化し、運動化が困難になっているのが現実である。この現実を突破し、軍事大国化と新自由主義的構造改革の要となっている異常な日米安保体制=日米同盟を打ち破る運動を再構築することが求められている。

そのことを意識して、本稿では、歴史的に、労働運動が民主的諸勢力とともに、日米安保体制とどのようにたたかってきたのか、また、今の困難な状況の中で、日米安保体制と向き合うにはどの

ような課題があるかを検討してみたい。日米安保体制は、政治・安全保障、文化・教育、経済と総合的なシステムであるが、本稿では、紙数の関係もあり、もっぱら政治・安全保障を中心に論ぜざるを得なかったことをお断りしておく。

I 日米安保条約の締結と50年代のたたかい

(1) 講和条約とセットで結ばれた安保条約

① 基地国家の成立と再軍備の開始

東アジアにおける冷戦の本格化、とくに朝鮮戦争の勃発(1950年6月)は、アメリカに講和条約の締結を促進させた。アメリカが日本を「反共の防壁」として極東戦略のなかに組み込むには、「ポツダム宣言」の拘束を取り除く必要があり、そのためにも早期の講和条約締結を求めた。そこで問題となるのが、講和によって日本を「独立」させた後も、朝鮮戦争の出撃基地として日本をどう確保するかということであった。アメリカはこ

の難問を安全保障問題と講和を切り離して別個に処理することによって解決することになる。具体的には、講和条約と日米安保条約の二本立て構想であった。

51年9月、アメリカのサンフランシスコで講和会議が開催され、中国・ソ連を除いた講和条約が調印された。そして同日、米国と日本だけで日米安保条約が締結される。講和条約の第3条で、沖縄が日本本土から切り離されてアメリカの全面的な軍政下に引き続いて置かれることになった。沖縄が奪われ、やがて極東で最大の米軍基地がつくられたのである。

さらに、第6条a項但書という抜け道によって、日米安保条約が調印されることになった。日米安保条約では、第1条で、本土に米軍が残り、自由な基地使用が認められた。基地使用の具体化のために調印された日米行政協定(52年)を見ると、どの地域をいつまで基地として使用するかという取り決めもなく、条約上は無制限に利用できることになっていた。これを「全土基地方式」という。またアメリカの軍人及び軍属、その家族の治外法権が認められ、彼らが犯した犯罪は、アメリカの軍事裁判所で審議されることになっており、裁判権はすべてアメリカに属していた。

また、前文で日本の再軍備をアメリカが期待するとされている。すでに前年(50年)、朝鮮戦争が勃発すると、アメリカの命令で、8月に警察予備隊が創設され、それが52年に保安隊になり、54年に自衛隊が誕生する。こうして、二つの条約のセットによって、日本全体がアメリカの基地国家になり、再軍備が開始されることになった。

②国民意識の動向

冷戦の激化と朝鮮戦争の勃発は、国民の戦争観、平和観に大きな影響を与えた。朝鮮戦争のなかで、戦争への不安を強め、再軍備と憲法第9条の改定を肯定する傾向が多く国民のなかで強

まった。朝鮮戦争の勃発が世界戦争の危険性を強く意識させ、「共産主義の脅威」に対抗して、再軍備もやむを得ないという気分を生みだした。「自分の国を守るためにはやむを得ない」という「条件付き戦争肯定」が、「戦争絶対否定」よりも圧倒的に多いという国民意識の特徴が生まれていた(53年に「絶対否定」15%、「条件付き肯定」75%)。「戦争絶対否定」が「条件付き肯定」より多くなるのは、1960年代後半のことである(NHK放送世論調査所編『図説 戦後世論史 第2版』1975年)。

(2) 50年代のたたかい

①平和四原則と総評の転換

講和問題への対応のなかで、占領軍の全面的支援で結成(50年6月)され、反共・親米・労資協調を掲げていた総評が急速に変化する。51年3月の総評第2回大会で、激論の結果、「平和四原則」(全面講和、中立、軍事基地反対、再軍備反対)が採択された。反共親米からの転換が始まった。単独講和と日米安保体制への事実上の抵抗である。いわゆる“ニワトリからアヒルへ”の転換が始まった。

この背景には、重要単産の変化があった。日教組は、1月の中央委員会で「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを掲げ、「講和に関する決議」を可決し、「平和四原則」を採択した。国労も、6月の大会で激しい議論の末、「平和四原則」を決定した。この総評の転換はスムーズに行われたのではなく、総評指導部の対立が深まり、右と左に分裂した。右派は「平和四原則」に反対して、総評のなかで孤立し、「平和四原則」を主張する左派が総評をリードしていくことになる。安保体制に向き合うなかで、総評が戦闘的になっていった。

②50年代の基地闘争

基地国家日本の成立のなかで、^{うちなだ}内灘や沖縄などの基地闘争が続出した。50年代の基地闘争は、基地そのものに反対するのではなく、米軍基地の新設、接収、拡張にたいするたたかいであった。

石川県内灘の基地闘争（52-53年）は、米軍試射場のための土地接収に反対するたたかいで、本土の基地反対闘争の先駆けといえる。土地を接収され、生活の場を奪われる村民のたたかいは、石川県評など労働組合、左右社会党、共産党、労農党から改進黨までも含む野党、県青年団体連合、県婦人団体連合などの幅広い支援体制が支えた。とくに、北陸鉄道労働組合は、6月14日、7月19日、7月24日と3次にわたる軍需輸送拒否のストライキを行った。軍事輸送拒否のストライキは、労働組合として初めてのことである。

沖縄の島ぐるみのたたかい（53-55年）は、基地建設のために銃剣とブルドーザーによる土地取り上げに反対するたたかいであった。^{りゅうきゅう}琉球政府立法院が全会一致で可決した決議（一括払い〈地代の〉反対、適正補償、損害賠償、新規土地接収反対の四つの要求）＝「土地を守る四原則」を掲げたたたかいである。アメリカが「プライス勧告」でこの要求を拒否したために、島民の怒りは頂点に達し、沖縄のたたかいは“島ぐるみ”のたたかいに発展する。56年12月、那覇市長選で人民党の^{せながめじろう}瀬長亀次郎が当選した。

本土でも軍事基地反対闘争が活発になるが、その象徴が^{すながわ}砂川基地（東京）の拡張反対闘争である。基地拡張の対象は町の中心地域で、これを許せば町の破壊になりかねなかった。政府は55年6月末から接収予定地の測量を始めようとしたが、地元民とともに、支援の労働組合や学生などの座り込みなど激しい抵抗で測量を行うことができなかった。

56年10月には、第二次強制測量が強行され、“暴徒と化した2000人の警官隊”の弾圧によって



新安保条約粉碎を揚げ、有楽町のメインストリートを埋め尽くしたフランス・デモ（60年6月18日）＝連合通信社提供

1000人以上の負傷者が出る大惨事になった。また強行測量の際に起訴された7人の学生・労働者の裁判において、東京地裁は米軍駐留を憲法第9条違反であるとして無罪判決を出した（伊達判決・59年3月）。検察側は最高裁判所に跳躍上告し、同年12月、原判決は破棄され、東京地裁に差し戻される（63年12月有罪確定）。この伊達判決は、折からの60年安保闘争に大きな影響を与えた。

II 60年安保体制と労働者・市民のたたかい

(1) 60年安保闘争の意味

①新安保条約の特徴

古い安保条約が、1960年に全面改定され、現行の安保条約になった。それから60年になる。その主な特徴はどこにあったか。

第1に、在日米軍が「日本国の安全」と「極東における平和及び安全の維持」のために駐留し、引き続き基地使用特権を保持したことにある（第6条）。行政協定に変わって、日米地位協定が締結されるが、「全土基地方式」が継続された。

第2に、「日本国の施政の下にある領域」という地理的制約をつけながら、米軍と自衛隊の共同作戦を規定した（第5条）。日本有事を想定し、米軍と自衛隊の共同作戦を可能にした。日本国憲法を無視する軍事同盟条約になったといえる。

第3に、「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力」を「維持し発展させる」とした(第3条)ことにある。軍事力増強が日本の「義務」になった。

第4に、さらに軍事的な面だけでなく、第2条で「両国間の経済的協力を促進する」と日米経済協力を明記している。経済的にもアメリカに従う仕組みがつけられ、安保体制を支える日米経済同盟が構築された。

②60年安保闘争の特徴

1959-60年にかけて戦後史上最大のたたかいが展開された。この大闘争を推進したのは安保改定阻止国民会議(59年3月、結成)である。国民会議の結成の経過を簡単に見ると、59年2月28日、東京で「安保体制打破、日中国交回復国民大会」が開催され、その共催5団体(日中国交回復国民会議、総評、原水協、護憲連合、全国基地連)を中心とする13団体によって、安保改定阻止国民会議結成の「よびかけ」が行われ、3月28日に結成された。この経過の特徴は、当時の総評の積極的イニシアチブのもとに、共産党が除外されていた警職法改悪反対国民会議からではなく、日中国交回復国民会議の共闘組織のほうから移行したことにある。それにもかかわらず、幹事団体に共産党は正式に参加できず、オブザーバーにとどまった。これは社会党が全労会議、新産別の参加に期待し、反共的態度に固執していたからである。こうした不正常的な問題を抱えながら、戦後初めて社会党、共産党、総評などの民主的諸勢力による持続的な共闘組織=統一戦線組織が結成されることになった。

60年1月に、新安保条約が調印された。そして、5月19日から20日にかけての深夜、政府は500人の警官隊を国会内に導入し、社会・共産両党の議員を實力で排除し、自民党だけで安保条約の強行採決を行った。こうして、60年5月19日から6月19日にかけて、安保闘争の最大のピークで

ある激動の1ヵ月を迎えることになる。^{きしのぶすけ}岸信介内閣の暴挙に、安保反対と民主主義擁護のたたかいが合流し、大国民運動に発展したが、この運動を推進したのは、6月4日、6月15日、6月22日の3度の国民会議の統一行動であり、労働者階級の政治ストライキを含むたたかいであった。

6月4日の統一行動には、全国で560万人が参加した。国労は始発から午前7時頃までのストを行い、都電や都バスも2時間ストップし、タクシーも止まった。日教組も朝1時間の授業カットを行った。また民商・全商連が全国的な「閉店スト」を行った。6月15日の統一行動には580万人が参加した。この統一行動では、炭労、全国金属、全自運、全鉱など民間労働組合が中心になって政治ストライキが実行された。国会へは15万人が押し寄せたが、機動隊とともに、右翼が暴力を働き、多くの市民が負傷する。うろたえた岸首相は、自衛隊の出動を考えたが、防衛庁長官の反対で実現できなかった。6月22日の統一行動には、19日の自然承認に抗議して600万人が参加する大統一行動になった。戦後初めて東海道線が全線麻痺した。

(2) 60年代の安保体制下のたたかい

①60年代の基地闘争

60年代の基地闘争は、60年安保闘争の体験を踏まえて、新しい特徴を持ち始める。50年代の基地闘争が基地の新設・拡張・機能の強化を問題にしていたのにたいして、基地そのものの撤去を要求するようになった。それは在日米軍基地が、日米安保体制のもとで、アジアにおける「軍事挑発の最大の拠点」であるという認識が生まれていたからである。日本が単なる被害者ではなく、アジアにおけるアメリカの戦争の加担者になりつつあるという認識が生まれ始めていた。

そのことを象徴するのが、^{まいづる}舞鶴で開催された

「軍事基地撤去・安保体制打破日本平和大会」（61年10月）であった。「沖縄と日本の軍事基地は、まさに、アジアの新しい核戦争の発火点」と位置づけている。とりわけ沖縄に関して、「アジアにおける軍事挑発の最大の拠点」としてその「米軍基地の撤去と沖縄の返還」が要求されている。この舞鶴の「日本平和大会」を契機に、大衆的な基地調査活動が全国的に展開される。この基地調査活動という新しい基地闘争のなかで、基地問題が主権回復の基本問題だけでなく、「アメリカ帝国主義のアジア侵略体制のもとでの基地・自衛隊の危険な役割という側面」を持つことがあきらかにされた。

②ベトナム反戦運動と沖縄返還闘争

60年代の平和運動を代表するのはベトナム反戦運動である。北爆の開始（65年）からサイゴンの陥落（75年）までの10年間、創意的な反戦運動が行われた。在日米軍基地がなければ、アメリカのベトナム侵略戦争はあり得なかった。

66年6月、アメリカによる北ベトナムの首都ハノイとハイフォンへの爆撃を契機に、日本におけるベトナム反戦運動が本格化した。同年7月の総評大会で抗議決議が採択され、10月の臨時大会で10・21反戦ストが決定された。日本の労働者階級が現に行われている戦争に抗議してストライキを行ったのは初めてのことであった。ベトナム戦争末期である72年8月、米軍が相模原総合補給廠から横浜港の米陸軍横浜ノース・ドックに戦車を輸送するのを阻止するたたかいが行われた。当時、ベトナムから運んだ戦車や装甲車を横浜港のノース・ドックから、相模原総合補給廠に輸送して修理し、再び、横浜港のノース・ドックからベトナムへ送り出していた。ベトナム戦争中の60年代から70年代、相模原総合補給廠での軍用車両の修理は年間1000～1500両に及んでいた。

同年8月5日、当時の横浜市長あすか だいちを飛鳥田一雄は、



ベトナム反戦統一ストにはいった東大病院労組（66年10月21日）＝連合通信社提供

ノース・ドックの手前の村雨橋むらさめを通る戦車などが重量制限違反として通行を拒否した。通行には、道路法・車両制限令で、横浜市の許可が必要であった。しかし、米軍は許可申請せずに、輸送を強行しようとしたが、飛鳥田市長と横浜市は管理権限を行使し、戦車の通行を拒否したのである。村雨橋には、労働組合、市民団体、政党などから多くの人が集まり、座り込みやスクラムで阻止行動を行い、村雨橋手前で、戦車や装甲車を積んだトレーラーはストップし、やがて相模原総合補給廠に引き返していった。このたたかいは100日間にわたって行われ、戦車をベトナムに送らせなかったのである。原水爆禁止世界大会に参加したベトナムの代表がかけつけ、「皆さんが流す汗の一滴、一滴はベトナム人民の血の一滴を救う」と連帯の挨拶を行った。日本政府は、安保体制の下でアメリカに全面協力したが、地方自治体とその市長を先頭に、労働組合、市民団体のたたかいが約3ヵ月間、ベトナムへの戦車の輸送をストップさせたのである。

1973年1月、パリでベトナム和平協定が締結され、アメリカはベトナム戦争に敗北した。さらに75年4月、サイゴンが陥落し、アメリカの完全敗北とベトナム側の勝利によってベトナム戦争は終結する。

沖縄では60年に復帰協（沖縄県祖国復帰協議会）が結成され、復帰運動が本格化する。初代会長には官公労（沖縄官公庁労働組合協議会）の赤嶺武次あかみね たけし議長が就任した。そして、沖縄がベトナム侵略戦争の出撃基地となるなかでベトナム反戦運

動と結合して復帰運動の新たな高揚が生まれる。67年に教員の政治活動や争議行為を禁止し、勤務評定を実施しようとする「教公二法」（「教育公務員特例法」と「地方教育区公務員法」）を廃案に追い込むと、68年の沖縄の3大選挙（主席公選、立法院議員選挙、那覇市長選）で「無条件全面返還」を求める民主的諸勢力が勝利した。アメリカが認めた行政主席の公選で革新統一候補の屋良朝苗が圧勝する。立法院議員選挙でも、那覇市長選挙でも民主的諸勢力が勝利した。60年代の復帰闘争の特徴の一つは、労働組合がたたかいの先頭に立ち、復帰闘争を土台で支えていたことにある。

(3) 70年安保と革新高揚

① 沖縄返還と日米安保体制の再編強化

安保条約は、1970年に10年の固定期限が終了し、これ以降、どちらかの政府が終了の意思を通告すれば、1年間の準備の後、自動的に廃棄されることになる。このもとで、1971年6月17日、日米沖縄協定が結ばれ、翌72年5月15日、発効する。51年9月の講和条約によって、27年間も米軍の全面占領下に置かれていた沖縄の施政権が返還された。この返還は、米軍基地がそのままであり、全面返還を求めている沖縄県民の要求からかけ離れたものであったが、沖縄県民や本土の民主的諸勢力の返還運動の成果が反映した改良の措置ともいえるものである。しかし、アジア最大の沖縄の米軍基地と本土の米軍基地が一体化することにより、日本がアメリカの前線基地として強化され、自衛隊が沖縄に派遣され、沖縄を中心とする日米共同作戦体制が強化された。日米支配層は、施政権返還を利用しながら、日米軍事同盟の再編強化をねらったのである。

② 革新高揚と国民春闘

60年代後半、全国に革新自治体の大きなうねりが生まれた。美濃部 亮吉革新都政の実現（67年）を契機に全国に拡大した。1975年には、京都、東京、埼玉、神奈川、沖縄、大阪、岡山、香川、滋賀の9都府県で、また川崎、名古屋、京都、神戸など4政令都市で革新首長が生まれ、全国の革新自治体総数は205になり、全人口の約43%がその中で生活するようになる。

この革新高揚のなかで、春闘が前進する。70年春闘は、70年安保闘争のなかで行われ、総評が「大幅賃上げ、全国一律最低賃金制」「週40時間」「年金改善」「日米安保条約廃棄」などの15大生活要求を掲げたように、生活闘争としての色彩を強めるとともに、経済闘争と政治闘争との結合をはかったのである。こうして74年から「国民春闘」が始まった。

③ 統一労組懇運動の出発

この革新高揚のなかで、たたかう労働組合の組織的結集が開始された。統一労組懇運動の出発点は、1966年12月に開かれた「選挙闘争の経験を交流する労働組合懇談会」である。

その後、69年11月、70年の日米安保条約の固定期限終了や「沖縄返還」を前に、38単産が安保条約廃棄、沖縄全面返還を中心課題とする全民主勢力の持続的共同を求める「全民主勢力の統一のためのアピール」（38単産アピール）を発表する。この「38単産アピール」は多くの労働組合に支持され、各都道府県に賛同運動を広げる世話人組合会議がつくられ、賛同署名が広がった。この中で、70年3月、「統一促進懇」（全民主勢力の統一促進労働組合懇談会）がつくられた。神奈川では、69年4月、横浜地区労を中心に県下65労働組合名で「安保廃棄、沖縄返還、諸要求貫徹労組連絡会議」が結成され、1990年の神奈川労連結まで活動を続ける。この時期のたたかう労働組合の

結集にあたって、安保条約廃棄が大きな意味を持っていた。

74年11月、統一促進懇世話人単産代表者会議が開かれ、今後この運動を統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）としてその発展に努めることが確認される。統一労組懇の誕生である。

④ 平和意識の成熟と安保条約に対する批判意識の高まり

60年代の平和運動は国民の平和意識の成熟に大きな影響を与えた。軍事的なものを拒否する平和意識が国民のなかに浸透した。この平和意識の定着において、60年代のベトナム反戦運動など平和運動の意味はきわめて大きなものがあった。60年代後半から70年代にかけて、憲法第9条の「改正反対」が6-7割を占めるようになり、9条意識が国民のなかに定着する。同時にこの変化は、国民の中立志向と日米安保条約に対する批判意識の高まりと結びついていた。ベトナム和平協定成立の1973年には、外交政策に関して「親自由陣営」を「中立」が上回ることになる。また日米安保条約への賛否をみると、安保条約が自動延長された71年には、「賛成」を「反対」が上回っている（賛成30%、反対32%）。この背景には、日本国民のなかで、「戦争絶対否定」意識の急増に示されるように、平和意識の成熟がある。先ほどもみたように、1953年には「戦争絶対否定」はわずか16%にすぎなかったが、67年の調査で77%、68年の調査で74%に急増していた（NHK放送世論調査所編『図説 戦後世論史 第2版』1975年）。軍事的なものを拒否する国民の平和意識が成熟し、憲法9条を支えることになった。

III 公然とした日米同盟の時代へ

(1) ガイドライン体制の成立と「社公合意」

① ベトナム戦争後の日米共同作戦

ベトナム戦争終結（1975年）後、東アジアにおけるアメリカの帝国主義的支配を補完するため日米安保体制の再編がすすんだ。1978年、ガイドライン（「日米防衛協力のための指針」）が正式に決定された。このガイドライン体制のもとで、1981年、鈴木善幸・レーガン日米首脳会議が行われ、戦後はじめて「同盟関係」を明記する共同声明が発表された。

80年1月、「日本社会党と公明党の連合政権についての合意」（社公合意）が締結された。政権協議の対象から共産党が除外され、政策的に、安保条約と自衛隊の「当面存続」が容認される。社会党は全野党共闘路線と安保条約即時廃棄の立場から転換することになる。この合意を総評が積極的に支持したために、労働運動や平和運動に重大な影響を与えることになった。戦後革新の軸であった「社共統一」が解体され、革新統一の分裂が促進されたのである。

このなかで、1982年、“戦後政治の総決算”を叫ぶ中曾根康弘内閣が成立する。中曾根首相は、「日本列島の不沈空母化」を語り、レーガン米大統領の軍事的要請に過剰なままにこたえようとした。

80年の「社公合意」や79年のソ連のアフガニスタン侵攻が革新高揚期に成熟した国民の政治意識、とりわけ平和意識に大きな変化を与えた。“ソ連脅威”論の浸透や社会党の安保容認への転換もあり、70年代後半から80年代にかけて、安保

肯定意識が再び増大した。日米安保条約に肯定的な回答が70年代前半に30%台であったが、70年代後半から80年代に50%前後に増大している。この安保肯定意識が、中曽根政治を支えることになる。80年代には、安保肯定意識が強まるが、同時に憲法改定「反対」も70-80%と国民の多数を占めるようになり、全体の特徴として「安保条約も憲法も容認する」という国民意識が本格的に形成される（和田進『戦後日本の平和意識』、青木書店、1997年、参照）。こうした国民意識は、基本的に今日まで続いている。日米同盟は容認するが、自衛隊の増強を多くの国民は望んでいない。日本の軍事大国化への壁はきわめて厚かったのである。

(2) 連合と全労連の成立

① 労働戦線の右翼的再編と連合の成立

1978年の同盟大会で「民間先行」「左右の全体主義反対」などの反共的な選別結集が提起され、労働戦線の右翼的再編が本格化した。この右翼的再編は急速に進み、82年に全労協（全日本民間労働組合協議会）、87年に民間「連合」が結成され、89年11月に、総評が解散し、連合（日本労働組合総連合会）が発足した。組織人員は798万2398人と報告され、日本の組織労働者の65.3%を占める日本の労働組合運動史上最大のナショナルセンターであった。連合は、日米安保条約を評価し、その維持を公然とうたっている。日米安保条約を支持する史上最大のナショナルセンターが結成されたのである。労働運動への影響は大きかった。

② 統一労組懇から全労連の発足

統一労組懇は、右翼的再編の動きに対して、79年11月6日、統一労組懇世話人組合が「真に労働者の利益を守るナショナルセンターのあり方につ

いての全国的討論を」を提起し、階級的ナショナルセンター結成の活動が本格化する。

80年代になり、臨調行革路線が強行される中で、1982年秋、「軍拡臨調路線反対、くらしと平和を守る全国縦断大行動」を北は北海道、南は鹿児島を出発点に全都道府県をつなぐ大行動を組織し、これを成功させた。

89年11月21日、ついに「たたかうナショナルセンター」全労連（全国労働組合総連合）が結成された。27全国単産と41地方組織、140万人の参加である。全労連は、行動綱領のなかで、「日米安保条約廃棄、米軍基地の撤去」をめざし、「核戦争阻止、核兵器の廃絶、すべての軍事同盟の解消」を明記している。連合が、日米同盟を容認しているだけに、安保条約廃棄を掲げるナショナルセンターが誕生したことは画期的であった。そして重要なことは、こうした運動路線の承認を組織加盟の前提にせず、組合民主主義と規約の承認だけを加盟の条件にしていることである。全労連の結成は、その後の労働運動だけでなく、民主主義運動、統一戦線運動にとっても極めて大きな意味を持つことになった。

IV 冷戦の崩壊と「周辺安保」

(1) 安保条約の枠を超える日米同盟へ

① 第2次ガイドラインと日米同盟のバージョンアップ

冷戦が崩壊し、90-91年に湾岸危機・湾岸戦争が勃発すると、国内では、「国際貢献」の大キャンペーンが繰り広げられ、そのなかで自衛隊の海外派遣の既成事実が積み重ねられていった。湾岸戦争終了直後、閣議決定（91年4月）で、自衛隊

の掃海艇部隊がペルシャ湾に派遣される。戦後初めての自衛隊の海外出動であった。さらに、翌92年6月、PKO（国連平和維持活動）等協力が成立し、「国連協力」のもとに自衛隊が、カンボジア、モザンビークなどに次々と派遣された。

こうした自衛隊の海外派遣を既成事実、96年の日米首脳会談で「日米安保共同宣言」が発表された。そのなかで、日米防衛協力の意味が「アジア・太平洋地域」の安全と平和にあるとされ、日本の防衛というそれまでの大義名分は過去の問題になった。97年には、この新しい防衛協力の枠組みとして「新ガイドライン」（第2次ガイドライン）が決定される。99年には、「周辺事態法」が制定され、米国が日本の「周辺」で起こす戦争に、自衛隊が後方支援できることになった。

②93年政変と社会党の事実上の解党

93年7月18日に総選挙が行われ、自民党は過半数を割り、同年8月、「非自民」8党派連立の細川護熙内閣が誕生した。自民党が初めて野党に転落したのである。さらに、94年、戦後革新勢力の重要な一翼を占めていた社会党が、自民党、さきがけとの三党連立政権（村山富市内閣）を誕生させた（94年）。

社会党は、94年9月の臨時全国大会で、これまでの中立・非同盟路線が歴史的役割を終えたことを確認し、自衛隊の容認と日米安保条約の堅持を決定した。このことは、1980年の「社公合意」以来の路線転換の完了を示している。96年1月、党大会で社会党は社会民主党に党名を変更した。事実上の社会党の解党であった。こうして、政党レベルで、安保廃棄を主張するのが共産党だけになり、労働組合運動のナショナルセンターでは全労連だけになる。安保体制に反対する運動は極めて複雑になり、60年代、70年代に比べ困難さを増すことになる。

(2) 試練に抗する民衆のたたかい

①少女暴行事件と「島ぐるみ」のたたかい

こうした試練に真正面から抵抗したのが90年代の沖縄のたたかいであった。95年9月4日、3人の米兵による少女暴行事件が起きた。復帰後も繰り返される米兵の犯罪にたいして沖縄県民の怒りが爆発した。この事件と並行して、米軍用地の強制使用にかかわる代理署名問題が表面化した。9月28日の県議会で大田昌秀知事は代理署名拒否の方針をあきらかにした。少女暴行事件と代理署名拒否によって、沖縄問題に全国民が注目するようになった。

95年10月21日、沖縄県民総決起大会が開かれ、宜野湾市の海浜公園に8万5000人が参集した。「島ぐるみ」の集まりであった。

「島ぐるみ」の運動であっただけに、安保廃棄や基地の撤去ではなく、日米地位協定の見直しや基地の整理・縮小が一致点であった。この運動は、客観的に見れば、日米安保体制の再編強化、周辺安保体制への移行の動きに正面から異議申し立てを行うものであった。

V 日米同盟のグローバル化と憲法との矛盾—労働組合の課題

(1) 激動する世界と「世界の中の日米同盟」

①「海外で戦争する国」づくりと第3次ガイドライン

01年のニューヨークのテロ事件を契機に開始されたアメリカのアフガニスタン・イラク戦争に、日本の小泉純一郎内閣は、テロ特措法（01年）、イラク特措法（03年）を成立させ、自衛隊を派遣

して積極的に協力した。この戦争のなかで、日米同盟が拡大されていく。03年5月、日米首脳会談で、「世界の中の日米同盟」が確認される。

日米同盟の大転換が起きると、これまでの集団的自衛権の政府解釈や憲法第9条との矛盾が極めて激しくなった。06年に“戦後レジームからの脱却”を叫ぶ、安倍晋三内閣が発足し（第1次安倍内閣）、改憲手続き法の制定が強行された（2007年5月）。しかし07年の参議院選挙で自公両政党が大敗北を遂げ、安倍内閣は退陣する。自民党は、2012年4月に「憲法改正草案」を発表し、9条を改定し、「国防軍を保持する」ことを明確にした。

同年12月に、安倍内閣が復活すると（第2次安倍内閣）、日米同盟を優先し、そのもとで、国家安全保障会議（日本版NSC）設置法や特定秘密保護法を強行し、さらに、第3次安倍内閣のもとで、14年7月、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、15年9月には、安保関連法＝戦争法を強行した。これは、海外での武力行使、集団的自衛権の行使、国連への軍事協力などはできないというこれまでの合意を一方向的に踏みにじるものであった。安倍内閣は、「海外で戦争する国」づくりをめざしていた。

その背景には、日米両国が世界の安定のために「主導的役割を果たす」という第3次ガイドライン（2015年4月）の合意が存在していた。対米従属を深刻なまでに深めながら、軍事大国化路線を追求したのである。日米同盟（日米安保体制）と憲法9条の矛盾が決定的になっている。

安倍内閣は、単なる保守政権ではなく、日本の侵略戦争を肯定・美化する右翼団体である「日本会議」と密接な関係を持つ極右政権でもあった。17年5月、安倍首相は「日本会議」との連携を深めながら、9条2項をそのままに、自衛隊を憲法に明記するという新しい改憲構想を提起し、自身の在任中の「憲法改正」に執念を燃やしている。

(2) 反撃を開始した日本の市民・労働者

①日本における社会運動の再生

04年6月に作家の大江健三郎、井上ひさし、哲学の鶴見俊輔、評論家の加藤周一氏ら9人の呼びかけで9条改憲反対を一致点とする「九条の会」が発足した。この「九条の会」がその後の市民的憲法運動の中心になる。全国に約7500の「九条の会」ができ、草の根からの共同の取り組みが発展し、9条改憲を許さない世論形成に大きな役割を果たしている。

12年3月29日、300人で始まった脱原発の首相官邸前抗議行動の発展が与えた影響はきわめて大きなものがあった。野田佳彦内閣（当時）の大飯原発再稼働決定を契機に、一挙に4万人台、15万人台と急増し、6月29日には20万人を超えて空前の抗議行動に発展した。この官邸前の行動が全国に大きな影響を与え、全国各地で「普通の市民」たちによる反原発の行動が活発になる。

沖縄では、新基地建設による沖縄の海兵隊基地の再編強化が、安倍内閣の強権的やり方で進められ、「オール沖縄」と呼ばれる島ぐるみのたたかいに発展した。13年1月に政府に提出されたオスプレイの配備撤回と普天間基地の閉鎖・撤去を求める「建白書」が「オール沖縄」の一致点である。2014年には、1月名護市長選、9月名護市議選、11月県知事選、12月衆議院総選挙で自民党を打ち破って、「オール沖縄」の基地建設反対派が圧勝した。日米同盟による抑止力強化を口実とする新基地建設に対し、沖縄の良心的保守層は、沖縄戦以来、常に犠牲になる沖縄の現実から出発した。まさに戦後の沖縄のアイデンティティーである。これを無視する安倍内閣の新基地建設の暴挙が、保守革新の枠組みを超えた「オール沖縄」のたたかいを可能にしているといえる。

②社会運動の発展と新しい「共闘」の成立

2014年7月の集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」や、15年9月の安保関連法（戦争法）の強行という暴挙に、大規模な国民的共同の運動が行われた。

この共同闘争の新しい特徴は、第1に、既存のほとんどの護憲勢力を結集した「総がかり行動実行委員会」が結成され（14年12月）、国民的共同の受け皿として大きな役割を果たしたことにあ
る。連合系組合が参加する「戦争をさせない1000人委員会」と全労連が参加する「憲法共同センター」との共闘が実現した。国民的共同を土台で支える共同組織である「総がかり行動実行委員会」が結成されたことはきわめて大きな意味を持っていた。

第2に、この「総がかり行動実行委員会」とSEALDs（自由と民主主義のための学生緊急行動）、「安保関連法案に反対するママの会」、「安保関連法案に反対する学者の会」などの広範な市民運動が合流し、空前の国民的共同が実現した。

第3に、この国民的共同が新しい社会運動の質をつくり出している。運動参加者が、自分の意思で参加し、自分の言葉で怒りを表現しながら、行動に立ち上がっている。主権者としての自覚の成熟の反映である。安保関連法のたたかいは、主権者が自分を取り戻す運動でもあった。

2016年7月の参院選で「市民と野党の共闘」が具体化された。改憲勢力が国会発議に必要な3分の2を超えたが、32のすべての1人区で野党共闘が実現し、11の選挙区で勝利する貴重な成果をあげたのである。しかし、共闘への分断と逆流が激しくなる。17年10月22日、総選挙が行われたが、選挙直前に野党第1党がなくなるという前代未聞の出来事が生じた。まさに分断と逆流そのものである。この分断と逆流に抗して、「市民と野党の共闘」が再出発し、それが昨年（19年7月）の参院選でついに改憲勢力の3分の2割れを実現する

ことになる。13項目の「共通政策」の合意はこの共闘の到達点であった。この合意には、安保条約廃棄は入っていないが、日米同盟に連動する9条改憲や安保法制、沖縄新基地建設、日米地位協定などへの反対が明確にされている。

(3) 労働組合の努力と今後の課題

①すべての根源に日米同盟があるが、国民意識との間にズレがある

安保条約が成立して69年、60年安保条約の改定から60年がたつ。この安保体制の下で、日本はアメリカの基地国家になり、軍備の増大がはかられ、日米同盟下の軍事大国化がめざされてきた。したがって、「命と暮らし」を守り、平和と安全を実現するには、日米同盟を見直さなければならない。しかし、現実には簡単ではない。多くの国民の中に、安保条約を容認する傾向が極めて強くなっているからである。2010年11月にNHKが行った電話調査「日米安保のいま」によると、日米安保が役立っているかの質問に、72%が役立っていると答えている。さらに、「日本はどうあるべきか」の質問に、「日米同盟は今ままでよい」が42%、「今より強めるべき」が29%になり、併せて71%になる。全体として7割の国民が安保条約を肯定している。ただ注目すべきは、これからの安全保障体制の質問で、「日米同盟を軸に日本の安全を守る」が19%にすぎず、「アジアの多くの国々との関係を軸に、国際的な安全保障を築いていく」が55%になっていることである。全体としていえるのは、日米同盟の強化ではなく、現状維持を求め、これからの安全保障は日米同盟を軸にではなく、アジアの多くの国々との関係を軸に考えるべきが多数を占めていることである。

②労働組合の課題

こうした現状から、労働組合が安保問題に取り

組むうえで何が課題になるだろうか。

戦後の歴史を振り返ると、労働組合は、“命と暮らし”を守るために、1980年の「社公合意」が締結される頃まで、民主諸勢力の先頭に立って安保体制と真正面からたたかってきた。日本の平和と民主主義を脅かし、憲法体制の空洞化をもたらすおおもとにあるのが日米安保体制であるという共通の認識が存在していた。ところが、「社公合意」以降、とりわけ、冷戦崩壊以降になると、日米安保体制＝日米同盟が日本の抑止力になっているという考えが国民のなかに浸透し、労働組合も公然と安保体制に異議を申し立てるのが難しくなっている。組合員の合意を図るのが簡単でなくなっているからである。こうして平和や民主主義、生活と雇用の危機が日米同盟のなかで深刻になっているにもかかわらず、労働組合が日米安保体制＝日米同盟に正面から向き合うことが難しくなる事態が続いている。ここをどう打開するかが大きな課題である。

第1に、安保問題の多様性にもとづき、その接近を柔軟にすることが大切である。例えば、民意を無視する沖縄における新基地建設の強行、日本の在日米軍基地の異常性の原因となる日米地位協定の問題、トランプ政権の圧力にもとづく兵器の爆買いによる軍事予算の膨張と社会保障の抑制問題、思いやり予算の問題などの多様な具体的問題を議論し、それを通じて、日米同盟の本質に接近することである。こうした具体的問題を議論しながら、日米安保の根本的見直しを組合の要求にする努力である。単に「上から」日米同盟を批判するのではなく、“命と暮らし”を守るには、日米同盟が最大の障害であることをどこまで明らかにできるかが問われている。

第2には、日米同盟を離脱する不安を取り除くことである。日米同盟を離脱することは反米ではない。安保条約の第10条の規定にもとづく合法的手続きによって、安保条約の廃棄は可能であり、

併せて対等平等な日米友好条約の必要性の合意が大切である。日米関係はこれからの日本の政治的安定や経済の発展に不可欠であり、必要なことは異常な従属的關係からまともな日米関係への転換である。

日本の安全に関して、先ほどのNHKの世論調査にあるように、「日米同盟を軸に日本の安全を守る」(19%)よりも、「アジアの多くの国々との関係を軸に、国際的な安全保障を築いていく」(55%)が圧倒的に多数なのである。日米関係中軸論を克服し、アジアとの友好的関係を軸に日本の安全を模索することが求められている。

第3に、こうした取り組みを強化するうえで、安保問題の学習教育の独自の努力が決定的である。安保体制の歴史、条文と仕組み、アメリカがなぜ安保体制＝日米同盟を必要とし、日本がなぜ安保体制＝日米同盟にしがみつくなかなどをきちんと学習教育しなければならない。これがなければ、身近な具体的な問題を日米安保＝日米同盟の本質と結びつけて理解できない。

こうした努力を粘り強く進めるなかで、“命と暮らし”を守り、憲法にもとづく新しい日本をめざすには、対米従属と日本の軍事大国化の要ともいえる日米安保体制を打ち破ることが労働組合の重要な課題であり、歴史的任務であることがあきらかになるであろう。

やまだ・たかお 1945年生まれ。専攻：現代史、労働者教育論。現在、労働者教育協会会長、勤労者通信大学学長。歴史科学協議会の全国委員と機関誌『歴史評論』編集長(1993～96年)を歴任。主な著作は、『戦後日本 労働組合運動の歩み』『新版 戦後日本史—時代をラディカルにとらえる』『社会運動再生への挑戦—歴史的せめぎあいの時代を生きる』(著書、以上、学習の友社)『知っておきたい日本と韓国の150年』『21世紀のいま、マルクスをどう学ぶか』(共編著、以上、学習の友社)、『日本近現代史を読む』(共著、新日本出版社)、『戦後社会運動史論』1-3(共編著、大月書店)など。